

## 亜細亜大学と三鷹市との包括的な連携協力に関する協定書

亜細亜大学（以下「甲」という。）と三鷹市（以下「乙」という。）は、連携協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携協力することにより、人的・知的資源の交流及び物的資源の活用を図り、学生、教職員等及び市民が教育研究活動、人財育成等を行うことで地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- （1） 教育研究、学校教育及び生涯学習に関すること。
- （2） インターンシップ及びボランティアを含む人財育成に関すること。
- （3） 協働のまちづくりに関すること。
- （4） 国際交流及び文化・スポーツの振興発展に関すること。
- （5） 三鷹ネットワーク大学事業に関すること。
- （6） 施設の相互利用に関すること。
- （7） その他連携協力に必要なと認める事項

（連携協力推進窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に推進するため、甲乙の双方に窓口を設置し、連携協力を推進するに当たり、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、甲乙が署名した日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも改廃の意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力に関する具体的事項については、甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成29年11月28日

甲 東京都武蔵野市境5丁目24番10号  
亜細亜大学学長

乙 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号  
三鷹市長

栗田 亮治



清原 慶子

